豊島区の新庁舎問題を考える会



山口実(電話 3944-9881)

【連絡先】豊島区の新庁舎問題を考える 連絡会



全計画 建て替え サービス低下 区民の財産売り渡し 環境悪化

で本当に大丈夫なの!

豊島区は、現庁舎(東池袋 1 丁目)を移転して、日出小跡地(南池袋 2 丁目)などに、民間業者がつくる分譲マンション(49 階建て・450 戸)と合築で新庁舎を建設しようとしています。

区庁舎の民間マンションとの合築は、以下のような様々な問題点を含んでおり、豊島区の将来に重大な禍根を残すものとなり、またこのような重大な問題が区民全体の意見を問うことなく進められることに、私たちは深い危惧をいだくものです。

民間マンションとの合築にはこんなに問題が!



大規模改修や建替えは できるのか?

■区は「新庁舎は100年は大丈夫」といっていますが、どんな建物でも、 塗装や配管の取替えなど、少なくと も15年から20年ごとの改修が必要 といわれています。

ところが「区庁舎」の改修・建替 えには民間マンションと商業店舗全 体を含めた「管理組合」の議決が必 要なのです。権利関係が複雑になる ことが想定される中で、果たしてス ムーズに行くのでしょうか?

庁舎は 区だけでは管理運営できない?

■なによりも問題なのは、区庁舎及び関連施設の運営や処分が管理組合の管理下に入り、管理組合の議決によっては、区の意向に沿わないケースも出てくることが考えられるということです。

区民の共有財産の管理のあり方 としては、大きな問題があるのでは ないではないでしょうか?

しかし、これらは「区分所有の建築物」においては当然のことなのです。これらの弊害を避けるためにも 区庁舎は単独で建てるべきです。

生活保護窓口は排除? 防災拠点は機能を果たせるのか?

■区議会での豊島区の説明によれば、「新庁舎に生活保護関係を扱う部門を入れるか検討中」とのことです。これは新庁舎建設の理由の一つであった「一箇所で全部の事務や対応ができるから」には明らかに反するものです。



■また、区庁舎は防災拠点の役割を 持っており、いざというときの①情 報収集・指揮系統の中枢機能②各種 援助ボランティアの拠点③援助物資 の仕分け・分配④周辺住民の避難・ 水場(トイレ等)の提供⑤負傷者の 緊急手当て・緊急医療テントの設営 等々の機能が必要となり、そのため には空地が必要です。ところが新庁 舎の広場計画は、現庁舎に隣接する 中池袋公園〈1700平方メートル〉の 約半分の 900 平方メートルにすぎ ず、これではマンションの住民だけ でも入りきれず、防災拠点としての 機能は果たせないのではないのでし ようか!